

令和2年広審第25号

裁 決

ヨットAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人aを懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年11月4日11時29分半

広島県矢ノ島北方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 ヨットA

モーターボートB

総トン数	8.5トン	
登録長	9.78メートル	7.49メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	30キロワット	88キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前寄りにマスト、その後方に船室をそれぞれ配し、後部甲板両舷側には座席を、同船尾側には舵輪を備え、GPSプロッター及び有効な音響による信号を行うことができる手段として携帯式ホーンを装備したFRP製プレジャーヨットで、a受審人ほか3人が乗り組み、遊走及び帰航の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルバラストキール下端まで2.5メートルの喫水をもって、令和元年11月4日11時23分広島県田島北岸のマリーナを発し、香川県仁尾港に向かった。

a受審人は、これに先立つ同月3日08時32分仁尾港内の係留地を発し、備後灘を西行して13時40分愛媛県弓削港に至って停泊したのち、4日08時52分同港を発し三原瀬戸東部を北上して、11時13分前示マリーナに寄航後、程なく発航したものであった。

a受審人は、矢ノ島西岸沖合に至り、マストに主帆を船首尾線上に重なるように展張し、機関及び帆を同時に用いて推進している動力船を示す頂点を下にした円すい形の形象物1個を表示しないまま、舵輪後方に立ち、乗組員2人を左舷側座席に、同1人を船尾甲板左舷側にそれぞれ腰掛けさせ、11時26分少し過ぎ広島県福山市所在の標高56メートルの四等三角点「矢ノ島」（以下「矢ノ島三角点」という。）から265度（真方位、以下同じ。）290メートルの地点で、針路を019度に定め、機関を回転数毎分約2,000にかけて機帆走とし、3.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵

により進行した。

a 受審人は、11時28分少し前矢ノ島三角点から300度270メートルの地点に至り、矢ノ島北岸沖合に向けて右転を開始し、このとき、田島北東端の馬場崎の東方となる右舷正横方約900メートルのところに、北上中のBを初認し、その後、Bが阿伏兎瀬戸北口で左転して、自船と矢ノ島北岸との間に向く針路となったことを認めて続航した。

a 受審人は、11時29分僅か過ぎ矢ノ島三角点から336度240メートルの地点に差し掛かって右転を終え、阿伏兎瀬戸北口に向く090度の針路とし、折からの風を左舷後方から受け、4.8ノットの速力で進行することとなったとき、右舷船首9度300メートルのところとなった西行するBと互いに右舷を対し、約30メートル隔てて無難に航過する態勢であることを認めて続航した。

11時29分半僅か前 a 受審人は、矢ノ島三角点から350度220メートルの地点に達したとき、無難に航過する態勢であったBが右舷船首37度70メートルのところから急激に右転し、自船の前路に進出したことを認めて驚き、直ちに左舵をとったものの、効なく、11時29分半矢ノ島三角点から354度220メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷中央部にBの右舷船首部が前方から46度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、魚群探知機一体型のGPSプロッターを装備したFRP製モーターボートで、b 受審人が単独で乗り組み、知人3人を乗せ、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、4日06時00分広島県横田漁港を発し、備讃瀬

戸西部の釣り場に向かった。

b受審人は、07時00分釣り場に到着後、釣り場を2箇所移動して釣りを行ったものの釣果が得られなかったことから、行き慣れた田島北岸に架かる内海大橋付近の釣り場に向かうことし、10時40分岡山県真鍋島西方沖合を発進して備後灘を西行し、阿伏兎瀬戸南口に至って同瀬戸を北上した。

b受審人は、操舵室右舷前部舵輪後方の操縦席に腰掛け、同乗者1人を操舵室船首側の船室に、他の2人を後部甲板右舷側と同左舷側にそれぞれ配し、阿伏兎瀬戸北口で左転したのち、11時28分半少し前矢ノ島三角点から073度560メートルの地点で、針路を271度に定め、機関を回転数毎分2,400にかけ、16.2ノットの速力で、手動操舵により進行した。

b受審人は、11時29分僅か過ぎ矢ノ島三角点から049度270メートルの地点に差し掛かったとき、右舷船首8度300メートルのところを東行するAと互いに右舷を対し、約30メートル隔てて無難に航過する態勢であったところ、Aを見落としたまま続航し、11時29分半少し前舵輪の左前方の棚上に置かれていた電子たばこが、床に落下するのを認めて拾うこととした。

11時29分半僅か前b受審人は、矢ノ島三角点から007度180メートルの地点に達したとき、右舷船首36度70メートルのところ、Aを視認でき、同船と無難に航過する態勢であることが分かる状況であったが、床に落ちた電子たばこを拾うことに気をとられ、見張りを十分に行うことなく、Aの存在とこの状況に気付かず、右手で舵輪を握ったまま操縦席から立ち上がり、前かがみの姿勢で左腕を床に伸ばしたところ右舵が取られ、急激に右転し、Aの前路に進出した。

b受審人は、11時29分半直前電子たばこを拾って操縦席に腰掛けたところ、船首至近に迫るAを初めて認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が316度を向いたとき、原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷中央部外板に亀裂等を生じ、のち修理され、Bは船首部外板に破口等を生じ、のち廃船処理され、B同乗者1人が頭部割創等を負った。

(航法の適用)

本件は、矢ノ島北方沖合において、互いに視野の内にある東行中のAと西行中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である海上交通安全法の適用海域であるが、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

事実の経過で示したとおり、両船は、互いに右舷を対して約30メートル隔てて無難に航過する態勢であったところ、西行中のBが衝突の6秒前に東行中のAの前路に向けて右転して衝突に至っており、定型的航法を適用するための距離的、時間的余裕があったとは認められないことから、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、矢ノ島北方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、無難に航過する態勢のAの前路に進出したことにより発生したものである。

b受審人は、矢ノ島北方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義

務があった。しかるに、同人は、床に落ちた電子たばこを拾うことに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、無難に航過する態勢のAに気付かず、右手で舵輪を握ったまま操縦席から立ち上がり、前かがみの姿勢で左腕を床に伸ばしたところ右舵が取られ、急激に右転しAの前路に進出して同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、自船同乗者1人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

a受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月11日

広島地方海難審判所

審判官 鎌倉保男